

原子力発電環境整備機構  
理事長 近藤 駿介 様

国民に向けた文献調査報告書の  
説明に関する要請

令和5年12月28日

北海道

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、処分地選定プロセスの最初の段階である文献調査が、令和2年11月17日から寿都町及び神恵内村で開始されており、現在、貴機構において文献調査報告書のとりまとめが進められています。

文献調査報告書については、作成後、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年通商産業省令第151号。以下「施行規則」という。）に基づき、公告・縦覧が行われ、説明会が開催されることとなっており、道では、これまで、国に対し、報告書の内容について道民の皆様や道内の事業者の方々等に対する丁寧な説明を求めてきたところです。

このたび、国において、施行規則で報告書の縦覧期間及び説明会の開催期間を「1月間」としていたものを、「1月間以上」に設定できるよう改正が行われました。

つきましては、施行規則の改正趣旨等を踏まえ、文献調査報告書の内容について丁寧に説明を行うよう、説明会の開催場所に関し次のおり要請いたします。

## 記

1. 文献調査報告書の説明会については、寿都町及び神恵内村のほか、道の総合振興局又は振興局ごとに開催すること。
2. 上記1のほか、道内の市町村から、自らの行政区域内での説明会の開催希望があった場合は、当該市町村において説明会を開催すること。
3. 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業については、原子力発電所の所在の有無にかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、道内だけではなく、全国で説明会を開催すること。

令和5年12月28日

北海道知事 鈴木 直道